

第1章 問題と目的

第1章 問題と目的

1. 問題と背景

国は、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成を目的として、離職を余儀なくされる労働者には円滑な再就職のために必要な施策を講じることとしている（雇用対策法第1条、第4条）が、その施策の一つに職業訓練の実施がある。今日のようにIT等を中心とした技術革新が引き続き進み、また、産業・経済の構造的変化が生じている社会では、一人ひとりの労働者に必要とされる職業技能・能力にもこれまでの内容のその水準の向上だけでなく、新しい内容を求められ、あるいは形態等にまでさまざまな変化が求められるようになっている。そうしたなかで、失業し再就職を目指す労働者の求職活動においては労働者が既に所有する職業能力と求人者が求めるそれとの間にミスマッチが生じがちだといわれる。

本研究では、職業転換をしなければ再就職が困難だとされた失業者がその不利を少しでも改善して、就職を実現するために受講する職業訓練を取り上げている。職業紹介機関から再就職促進のために職業訓練の受講を指示された失業者が実際に、どのようにその機会を受け止め、求職活動に結びつけていったかを調査により把握・分析したものである。

2. 職業訓練と求職活動

職業訓練は、内容、実施方法、指導体制、施設設備の全般について職業能力開発促進法等の法令に基づいて具体的で詳細な基準が明らかにされている。また、その受講者が失業者であって公共職業安定所から職業訓練の受講を指示された場合は、受講者は求人探しなどの具体的な求職活動を受講と並行して行うことが前提となっている。その本来の目的からして受講期間中に再就職が決定すれば当該職業訓練は打ち切られるのが原則である。その意味では、職業能力開発施設においては、就職による中途退所者は求職活動の成果が受講期間中に現れたという意味で受講生の中の成功者といえる。その反対に、受講期間の終了まで在籍していることは就職競争で遅れを取って多くの中途退所者を見送ってきたことを意味する。

一方、就職の実現は、労働市場での求人者と求職者の間で行われる取引の結果である。求人者と出会う機会の多さや仲介者の存在、その時々産業の活動状況など複数の要素が複雑に絡み、技能不足の失業者という同質集団を構成して統一的管理を受けて受講する人々であっても、能力・適性など個人的な要因のみが就職の成否を分けるわけではない。それは受講者自身が程度の差こそあれ、求職活動の中で認識することになる。同時に、就職の実現には複合的な要因が働くという失業者の意識は失業中の自己に対する評価や失業解消のための行動の選択に影響を与え、ひいては職業訓練の効果にも影響すると考えられる。

さらに、失業は社会や家庭での地位の変更など生活全体に大小さまざまな影響を及ぼすな

ど生活の多様な側面に影響を与えるが、家計や家族の状況はもとより生活観や職業観等の心理的な面でも個人差があることから、その影響の内容と大きさは失業者ごとの違いが大きい。公的援助を受けて同一基準の職業訓練を同一の場所で受講する失業者であっても、それぞれの生活全体の背景の違いを考慮しなければ、その求職行動の合理性等に対する評価を適正に行えないといえよう。

そのため、本研究では、失業者の技能習得過程における職業選択に関する意識と具体的な求職行動の変化を個別に把握することによって、職業訓練が失業者の求職活動に及ぼす効果と個人特性との関係を見出すこととした。